

分類	協定先	締結日	協定名	目的	事業内容
1 自治体	呉市（広島県）	2015年7月7日	包括連携協力協定	呉市における産業振興、健康増進、教育振興、市民協働の推進等を図るとともに、広島文化学園大学・短期大学における教育、研究、社会貢献等の充実・発展を図ることにより呉地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。	(1) 地域づくり・まちづくりの推進に関する事 (2) 教育・文化・スポーツの振興及び研究の推進に関する事 (3) 防災教育の推進と防災活動への協力に関する事 (4) 地域の健康づくりの推進に関する事 (5) 呉地域が抱える課題解決のための取組に関する事 (6) その他連携協力を必要と認めた活動に関する事
2 自治体	島根県	2021年12月23日	就職支援に関する協定	島根県と広島文化学園大学・短期大学が相互に連携・協力を努め、学生の就職活動を支援することにより、島根県へのU・Iターン就職の促進を図ることを目的とする。	(1) 学生に対する島根県内の企業情報、各種イベント等の周知に関する事 (2) 学内で行う合同企業説明会等の開催に関する事 (3) 保護者向けの就職セミナーの開催に関する事 (4) 学生の島根県へのU・Iターン就職に関する情報交換及び実績把握に関する事 (5) 就職情報などを提供するしまね登録の推進に関する事 (6) 県内企業へのインターンシップ参加の支援に関する事 (7) 学生に対する島根県に関する情報の発信に関する事 (8) その他、学生の島根県へのU・Iターン就職促進に関する事
3 自治体	広島市安佐南区（広島県）	2008年12月5日	地域連携協定	広島市安佐南区役所と広島文化学園短期大学が包括的な連携のもと、それぞれの人材、知識、情報などの資源を活用して相互に協力することにより、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。	(1) まちづくりの推進 (2) 教育・文化・スポーツの振興及び健康づくりの推進 (3) 人材の育成 (4) その他両者が協議して必要と認める分野
4 自治体	広島市安佐南区（広島県）	2010年4月22日	地域連携協定	広島市安佐南区役所と広島文化学園大学が包括的な連携のもと、それぞれの人材、知識、情報などの資源を活用して相互に協力することにより、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。	(1) まちづくりの推進 (2) 教育・文化・スポーツの振興及び健康づくりの推進 (3) 人材の育成 (4) その他両者が協議して必要と認める分野
5 公的機関	呉市商工会議所（広島県）	2015年9月24日	包括連携協力協定	呉商工会議所と広島文化学園大学・短期大学が呉市発展のため、産学連携による取り組み及び人材育成並びに地域社会への貢献に関する包括連携協力に関し、協働して各事業に取り組むことを目的とする。	(1) 呉市発展のための協同事業の企画立案及び実施に関する事 (2) 企業セミナーへの講師派遣に関する事 (3) 呉市企業との調査・研究開発等に関する連携・協力に関する事 (4) 呉市の産業人材育成及び看護・福祉・教育等の人材確保と採用機会の充実に関する事 (5) 呉市地域が抱える課題解決のための取組に関する事 (6) 公開講座・研修会等の開催及び講師の相互派遣に関する事 (7) 広島文化学園大学・短期大学の教育課程等の編成に当たっての協力に関する事 (8) 学生のインターンシップ受け入れの促進に関する事 (9) その他連携協力を必要と認めた活動に関する事
6 公的機関	独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院（広島県）	2021年6月10日	包括連携協力協定	教育・研究・社会連携活動の包括的な連携・協力体制をとることにより、独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院と広島文化学園大学の一層の進展に資することを目的とする。	(1) 教職員・医療従事者の交流 (2) 両機関に係る教育・研究活動 (3) 両機関に係る社会連携活動 (4) 施設、研究資料等の利用 (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項
7 公的機関	くれ産業振興センター（広島県）	2022年8月29日	産学連携に関する協定	医療・看護・福祉分野を中心とした教育・研究・社会連携活動の積極的な協力体制をとることで、くれ産業振興センターと広島文化学園大学の一層の発展、並びに地域産業の持続的発展に資することを目的とする。	(1) 両機関における教育・研究・社会連携活動 (2) 教職員・学生・地域企業等との交流 (3) 施設、研究資料等の利用 (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項
8 公的機関	広島市農業振興協議会 祇園町農事研究会（広島県）	2022年9月30日	連携・協力に関する協定	広島文化学園大学・短期大学と広島市農業振興協議会祇園町農事研究会の相互連携・協力により地域の活性化及び、両機関の一層の発展、並びに地域の活性化に資することを目的とする。	(1) 両機関における教育・研究・社会連携活動 (2) 教職員・学生・地域企業等との交流 (3) 施設、研究資料等の利用 (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

9	公的機関	社会福祉法人慈楽福祉会（広島県）	2022年9月29日	連携・協力に関する協定	広島文化学園大学・短期大学及び社会福祉法人慈楽福祉会の相互連携・協力により、両機関の一層の発展、並びに地域の活性化に資することを目的とする。	(1)両機関における教育・研究・社会連携活動 (2)教職員・学生・会員との交流 (3)施設、研究資料等の利用 (4)その他本協定の目的を達成するために必要な事項
10	公的機関	一般財団法人広島県インクルーシブフットボール連盟（広島県）	2022年9月30日	連携・協力に関する協定	広島文化学園大学・短期大学及び一般財団法人広島県インクルーシブフットボール連盟の相互連携・協力により、両機関の一層の発展、並びに地域の活性化に資することを目的とする。	(1)両機関における教育・研究・社会連携活動 (2)教職員・学生・会員との交流 (3)施設、研究資料等の利用 (4)その他本協定の目的を達成するために必要な事項
11	企業	呉信用金庫（広島県）	2008年6月20日	連携・協力に関する協定	呉大学が呉信用金庫が所有する情報や経験等を用いて、より緊密かつ組織的な連携・協力体制をとることにより、呉大学においては広範囲な教育・研究面の向上及び地域社会への貢献を、呉信用金庫においては地域企業の課題解決及び新たな民間事業の創出を一層推進することを目的とする。	(1)地域経済・地域企業の活性化に関する事項 (2)中小企業等の新分野進出・新規事業創出の支援に関する事項 (3)中小企業等の技術および経営管理の相談や共同研究に関する事項 (4)その他目的に沿った諸課題に関する事項
12	企業	株式会社フレスタ（広島県）	2016年5月12日	産学連携に関する協定	広島文化学園大学・短期大学と株式会社フレスタが緊密な連携のもと、多様な分野で相互に協力し、地域の発展と人材育成に寄与することを目的とする。	(1)教育及び人材育成に関すること (2)まちづくりに関すること (3)地域貢献に関すること (4)商品開発に関すること (5)その他目的を達成するために必要と認める事項
13	企業	サンフレッチェ広島（広島県）	2019年8月1日	共同研究に係る覚書	広島文化学園大学及び株式会社サンフレッチェ広島は、サンフレッチェ広島FCジュニアユース及びサンフレッチェ広島FCユースに所属する選手の試合中及び練習中の移動距離、移動速度及び心拍数を測定し、そこから得られたデータを使用して運動強度等に関する共同研究を実施するものとする。	(1)試合中及び練習中の運動強度等に関する研究 (2)その他、青少年の健全育成やスポーツ選手の栄養管理等について
14	企業	株式会社もみじ銀行（広島県）	2022年9月28日	包括連携協力協定	広島文化学園大学・短期大学及び株式会社もみじ銀行は、相互に協力して、広島文化学園大学・短期大学の研究成果等を地域社会に一層円滑に還元し、また、地方創生の積極的な推進及び地域経済の発展に貢献することを目的とする。	(1)金融リテラシー教育に関する事項 (2)地域経済活性化に関する事項 (3)産学金連携による人材交流・人材育成に関する事項 (4)その他双方が合意した事項
15	高大	呉市立呉高等学校	2011年9月22日	高大連携事業に関する協定	大学・短期大学及び高等学校の教育内容の充実及び学生、生徒の教育内容の質的向上を図ることを目的とする。	(1)呉高等学校の生徒が大学・短期大学における高度な教育・研究に触れる機会の充実に関すること (2)大学・短期大学の教育内容等の情報提供に関すること (3)大学・短期大学及び呉高等学校のそれぞれの教育に関する相互理解の促進に関すること (4)大学・短期大学及び呉高等学校の教員相互の連携に関すること (5)呉高等学校の教育活動の支援に関する指導・助言に関すること (6)その他、教育に関し必要と認めること
16	高大	広島県瀬戸内高等学校	2014年2月21日	高大連携事業に関する協定	大学・短期大学及び高等学校の教育内容の充実及び学生、生徒の教育内容の質的向上を図ることを目的とする。	(1)瀬戸内高等学校の生徒が大学・短期大学における高度な教育・研究に触れる機会の充実に関すること (2)大学・短期大学の教育内容等の情報提供に関すること (3)大学・短期大学及び瀬戸内高等学校のそれぞれの教育に関する相互理解の促進に関すること (4)大学・短期大学及び瀬戸内高等学校の教員相互の連携に関すること (5)瀬戸内高等学校の教育活動の支援に関する指導・助言に関すること (6)その他、教育に関し必要と認めること
17	高大	清水ヶ丘高等学校	2014年6月6日	高大連携事業に関する協定	大学・短期大学及び高等学校の教育内容の充実及び学生、生徒の教育内容の質的向上を図ることを目的とする。	(1)清水ヶ丘高等学校の生徒が大学・短期大学における高度な教育・研究に触れる機会の充実に関すること (2)大学・短期大学の教育内容等の情報提供に関すること (3)大学・短期大学及び清水ヶ丘高等学校のそれぞれの教育に関する相互理解の促進に関すること (4)大学・短期大学及び清水ヶ丘高等学校の教員相互の連携に関すること (5)清水ヶ丘高等学校の教育活動の支援に関する指導・助言に関すること (6)その他、教育に関し必要と認めること

18	高大	広島県立熊野高等学校	2014年11月4日	高大連携事業に関する協定	大学・短期大学及び高等学校の教育内容の充実及び学生、生徒の教育内容の質的向上を図ることを目的とする。	(1)熊野高等学校の生徒が大学・短期大学における高度な教育・研究に触れる機会の充実に関すること (2)大学・短期大学の教育内容等の情報提供に関すること (3)大学・短期大学及び熊野高等学校のそれぞれの教育に関する相互理解の促進に関すること (4)大学・短期大学及び熊野高等学校の教員相互の連携に関すること (5)熊野高等学校の教育活動の支援に関する指導・助言に関すること (6)その他、教育に関し必要と認めること
19	高大	広島県立安芸高等学校	2015年10月29日	高大連携事業に関する協定	大学・短期大学及び高等学校の教育内容の充実及び学生、生徒の教育内容の質的向上を図ることを目的とする。	(1)安芸高等学校の生徒が大学・短期大学における高度な教育・研究に触れる機会の充実に関すること (2)大学・短期大学の教育内容等の情報提供に関すること (3)大学・短期大学及び安芸高等学校のそれぞれの教育に関する相互理解の促進に関すること (4)大学・短期大学及び安芸高等学校の教員相互の連携に関すること (5)安芸高等学校の教育活動の支援に関する指導・助言に関すること (6)その他、教育に関し必要と認めること
20	高大	進徳女子高等学校	2017年6月6日	高大連携事業に関する協定	大学・短期大学及び高等学校の教育内容の充実及び学生、生徒の教育内容の質的向上を図ることを目的とする。	(1)進徳女子高等学校の生徒が大学・短期大学における高度な教育・研究に触れる機会の充実に関すること (2)大学・短期大学が求める学生像や教育内容等の情報提供に関すること (3)大学・短期大学及び進徳女子高等学校のそれぞれの教育に関する相互理解の促進に関すること (4)教員の資質向上に関すること (5)教材開発に関すること (6)その他、教育に関し必要と認めること
21	高大	山陽女学園高等部	2018年8月21日	高大連携事業に関する協定	相互に連携し、交流を深めることにより、大学・短期大学及び高等学校の教育内容の充実と生徒の資質向上を図ることを目的とする。	(1)大学・短期大学から山陽女学園高等部への講師派遣 (2)大学・短期大学の授業・イベントへの山陽女学園高等部の生徒の受入れ (3)その他、協議の結果に基づく事業
22	高大	呉港高等学校	2019年5月30日	高大連携事業に関する協定	大学・短期大学及び高等学校の教育内容の充実及び学生、生徒の教育内容の質的向上を図ることを目的とする。	(1)呉港高等学校の生徒が大学・短期大学における高度な教育・研究に触れる機会の充実に関すること (2)大学・短期大学の教育内容等の情報提供に関すること (3)大学・短期大学及び呉港高等学校のそれぞれの教育に関する相互理解の促進に関すること (4)大学・短期大学及び呉港高等学校の教員相互連携に関すること (5)高大接続改革に関すること (6)その他、教育に関し必要と認めること
23	高大	広島市立広島みらい創生高等学校	2021年3月24日	高大連携事業に関する協定	大学・短期大学及び高等学校の教育内容の充実及び学生、生徒の教育内容の質的向上を図ることを目的とする。	(1)広島みらい創成高等学校の生徒が大学・短期大学における高度な教育・研究に触れる機会の充実に関すること (2)大学・短期大学の教育内容等の情報提供に関すること (3)大学・短期大学及び広島みらい創成高等学校のそれぞれの教育に関する相互理解の促進に関すること (4)大学・短期大学及び広島みらい創成高等学校の教員相互連携に関すること (5)高大接続改革に関すること (6)その他、教育に関し必要と認めること